

# 論点整理②

---

令和3年11月26日  
自動車局

# 論点整理の進め方(案)

これまでの検討会委員のご意見を踏まえ、以下の点について今回と次回でさらに議論を深めることとしてはどうか。

赤字: 第4回検討会において議論いただきたい論点

## 安定的な財源の必要性について

- 「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書(令和3年7月13日)」において取りまとめた事項(療護センターの老朽化対策、介護者なき後対策の強化、リハビリの機会強化、事故直後の支援等)の着実な実行
- 自動車事故被害の発生防止及び被害軽減を図るため、「第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)」、「事業用自動車総合安全プラン2025(令和3年3月30日)」及び「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全のあり方について(令和3年6月28日)」において設定された目標や方針を着実に達成するための施策の実行
- これらの施策を長期に渡り実施していくための持続可能性の確保

## 安定的な財源の確保策について

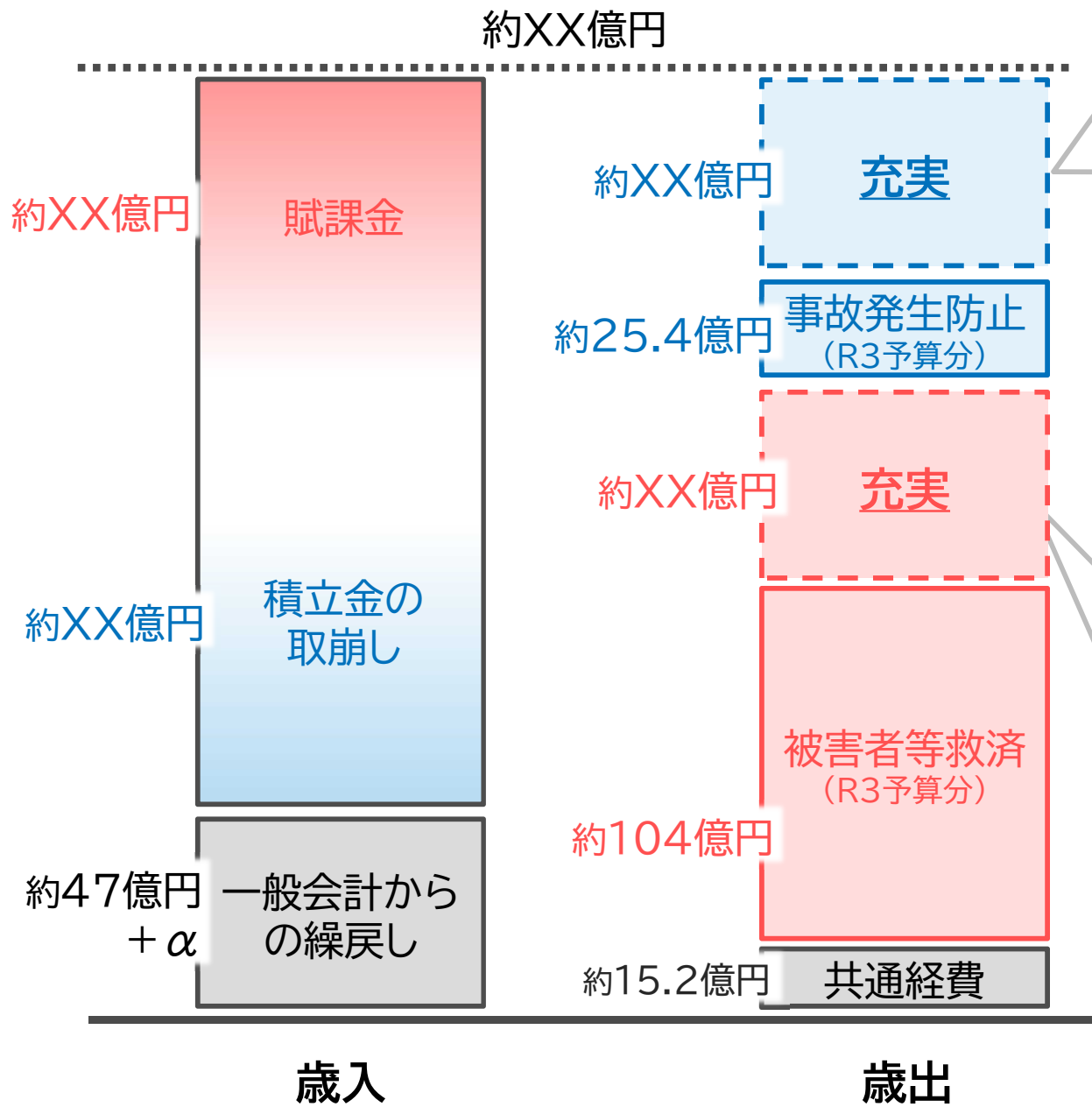
- 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しのあり方
- 新たな財源について自動車事故対策事業は自動車事故被害者及びその家族や遺族、自動車ユーザー等のクルマ社会の構成員を対象とした事業であることを踏まえ、受益と負担の関係を最も明確に整理することができる手法
- 新たな財源について徴収実務における負担の軽減等の課題への対応
- 自動車事故対策勘定の積立金のあり方

## 安定的な財源の使途について

- 自動車事故被害者及びその家族・遺族の将来に向けた安心につながる施策との関係
- 自動車事故被害の発生防止及び被害軽減に資する施策との関係
- 実施する施策の効果検証のあり方

# 今後の事故対事業の歳出規模の試算

歳出がXX億円規模の場合



## 事故発生防止対策の充実

- | 事業項目            |
|-----------------|
| 自動車安全性能の見える化    |
| 先進的な安全技術の普及促進   |
| 運行管理の高度化        |
| 飲酒・健康起因事故対策     |
| 事故原因分析の強化       |
| 過労運転防止対策の強化     |
| その他事故発生防止に資する事業 |

## 被害者等救済対策の充実

- | 事業項目                      |
|---------------------------|
| 療護施設の充実<br>(老朽化対策・リハビリ強化) |
| 介護者なき後対策の強化               |
| 短期入院・入所協力事業の充実            |
| 脊髄損傷者の中長期入院               |
| 高次脳機能障害者の社会復帰支援           |
| 事故被害者・遺族等に対する情報提供の充実      |
| その他被害者等の救済に資する事業          |

# 自動車事故対策勘定における積立金の位置づけについて

## 現行の積立金の位置づけ

- ✓ (運用益を)自動車事故対策計画に基づく交付等の**経常的な歳出**の財源に充てるもの。
  - 被害者等救済対策：療護施設の設置・運営、介護料の支給、訪問支援等
  - 事故発生防止：先進安全自動車(ASV)の普及、自動車アセスメント等

特別会計に関する法律 附則第62条

(自動車事故対策勘定の積立金)

第六十二条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

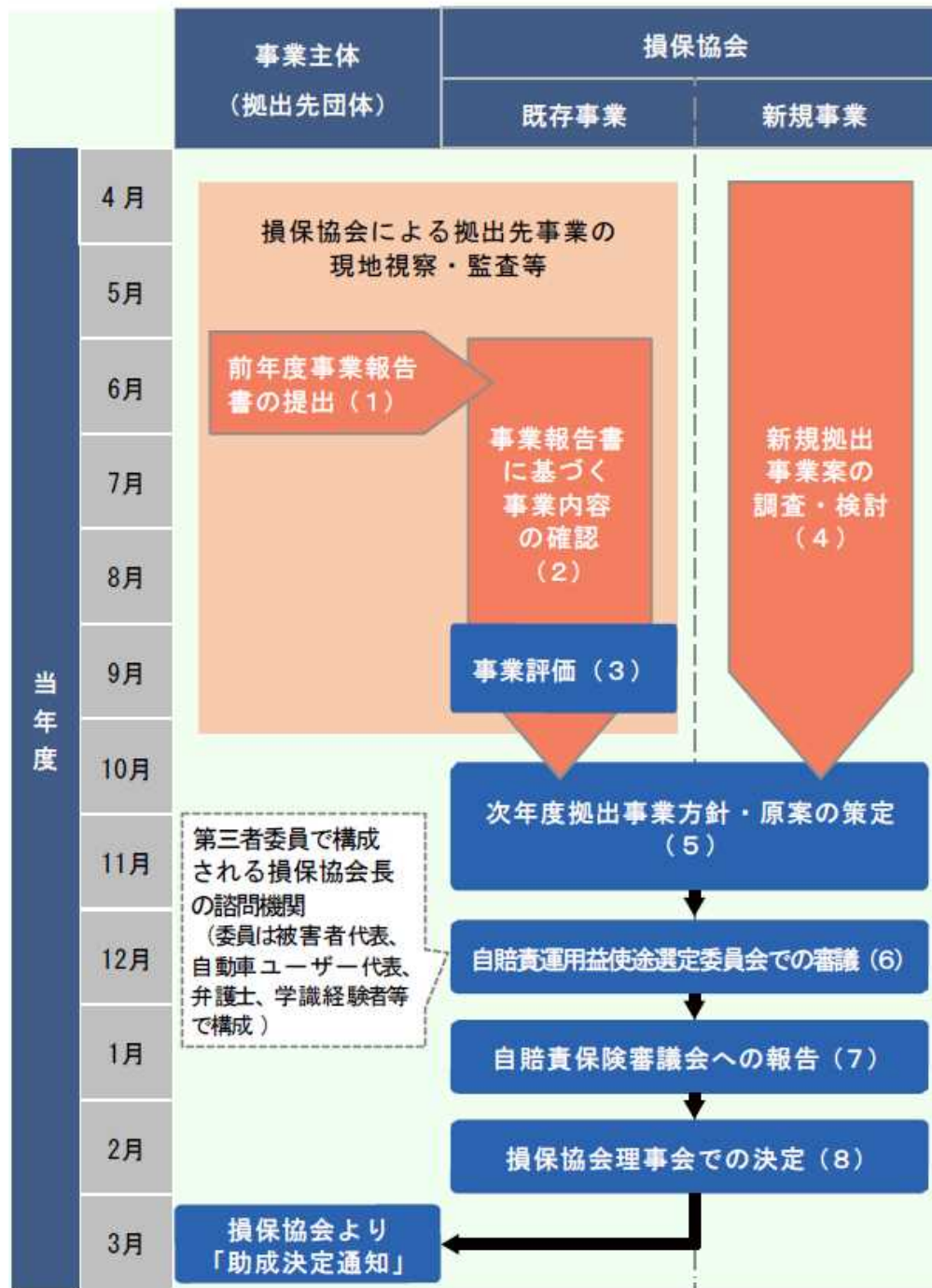
## 賦課金導入後一定期間における積立金の位置づけ

- ✓ **経常的な歳出の一部**に充てる財源に充てるもの。  
 ※経常的な歳出の財源：積立金の取崩しと一般会計からの繰戻し、これらの財源で賄いきれない部分を賦課金で穴埋め

## 積立金の将来的な位置づけ

- ✓ 自然災害や感染症対策などの非常時への備え等の**臨時的な歳出**の財源に充てるもの。  
 (現行の積立金で賄っている毎年度の経常的な歳出は一般会計からの繰戻しとこれでは賄いきれない部分を賦課金で穴埋めすることにより賄う。)

# 民間保険会社の運用益拠出事業における評価・選定プロセス



## ■既存事業の評価 (1) ~ (3)

- (1) 事業主体 (拠出先団体) は、損保協会に前年度事業報告書を提出する。
- (2) 損保協会は、事業報告書の内容を点検するとともに、必要に応じて団体等に対して現地視察・監査等を実施し、事業内容の確認を行う。

### <現地視察・監査等のポイント>

- ・事業内容の適切性、規模の妥当性
- ・被害者等のニーズに合っているか
- ・経理面での問題はないか
- ・被害者等にどのようなニーズがあるのか 等

- (3) 損保協会は、各事業に対する事業評価を行う。事業評価にあたっては、「財源論」「必要性」および「効率性」の3つの視点に基づき、各事業が目的に沿って適切、効率的に実施されていたかの観点により評価する。必要に応じて当該評価に対する外部有識者 (自賠責保険審議会または使途選定委員会経験者) のヒアリングを踏まえた上で評価原案を策定する。

## ■新規拠出事業案の調査・検討 (4)

- ・損保協会は、交通事故の現状、交通事故被害者および関係者等のニーズを踏まえ、より効果的な事故防止対策事業や、被害者事支援につながる事業の調査・検討を行う。必要に応じて専門家の意見等を聴取の上、新規拠出案を策定する。

## ■次年度拠出事業方針・原案の策定 (5)

- ・損保協会は、次年度拠出事業方針を策定し、評価原案を反映した既存事業の次年度案および新規拠出事業案を踏まえ、次年度拠出事業原案を策定する。
- ・既存事業の場合、事業報告書や事業評価に基づき、必要な事業は充実させる一方で、それ以外の事業は縮減するという方針で、事業の継続可否・拠出額の増減等を判断している。
- ・新規事業の場合、事業の公平性や社会貢献といった観点に加え、運営主体として適切な組織であること (法人格の有無、会計監査など) を基本として、その拠出可否を判断している。また、当該事業が将来的に事業として自立可能かどうかも含め、原則3か年の拠出期限を設定している。

## ■次年度拠出事業の審議、決定 (6) ~ (8)

- (6) 第三者委員で構成される「自賠責運用益使途選定委員会」は、損保協会が策定した次年度拠出事業方針・原案を審議する。
- (7) 「自賠責運用益使途選定委員会」での了承を受けて、次年度自賠責運用益拠出事業案を「自賠責保険審議会」に報告する。
- (8) 最終的に、損保協会理事会にて次年度自賠責運用益拠出事業案を審議、決定する。

### <事業選定結果の公表>

- ・拠出事業全体や新規事業詳細、使途選定委員会議事録について損保協会理事会後にニュースリリースの上、損保協会ホームページに掲載している。
- ・ただし、各事業の評価結果については、当該団体等の一般的評価とされる懸念もあるため非公表としている。

## 自賠責運用益使途選定委員会 【損保協会】

(敬称略)

	氏 名	職 名
委員長	中 林 真理子	明治大学商学部教授
委員	大 野 澄 子	弁護士
	肥 塚 肇 雄	香川大学法学部教授
	古 笛 恵 子	弁護士
	坂 口 正 芳	一般社団法人 日本自動車連盟 副会長
	京 井 和 子	NPO法人 いのちのミュージアム 事務局
	辰 巳 菊 子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 顧問
	中 村 雅 也	慶應義塾大学医学部教授
	細 川 昭 子	弁護士

●委嘱期間 2021年8月1日～2023年7月31日

## 自賠責共済運用益等使途選定委員会 【JA共済連】

出席者氏名	所 属
飯 田 秀 聡	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
太 田 桂 子	J A全国女性組織協議会副会長
鹿 島 茂	中央大学名誉教授
倉 科 直 文	弁護士
佐 藤 崇 史	全国農協青年組織協議会副会長
田 島 優 子	弁護士
堀 田 一 吉	慶應義塾大学商学部教授
吉 野 篤 緒	日本大学医学部主任教授

(敬称略、50音順)

# 労災保険法における社会復帰促進等事業

- 労災保険制度で事業主から徴収した労働保険料の一部で、社会復帰促進等事業として、以下の3つのメニューを実施

## 社会復帰促進等事業

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

【事業の具体例】

- ・療養施設、リハビリ施設の設置運営
- ・義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等

229 億円  
(R3予算額)

被災労働者とその遺族の援護を図るために必要な事業

【事業の具体例】

- ・療養生活の支援
- ・労災就学等援護費の支給 等

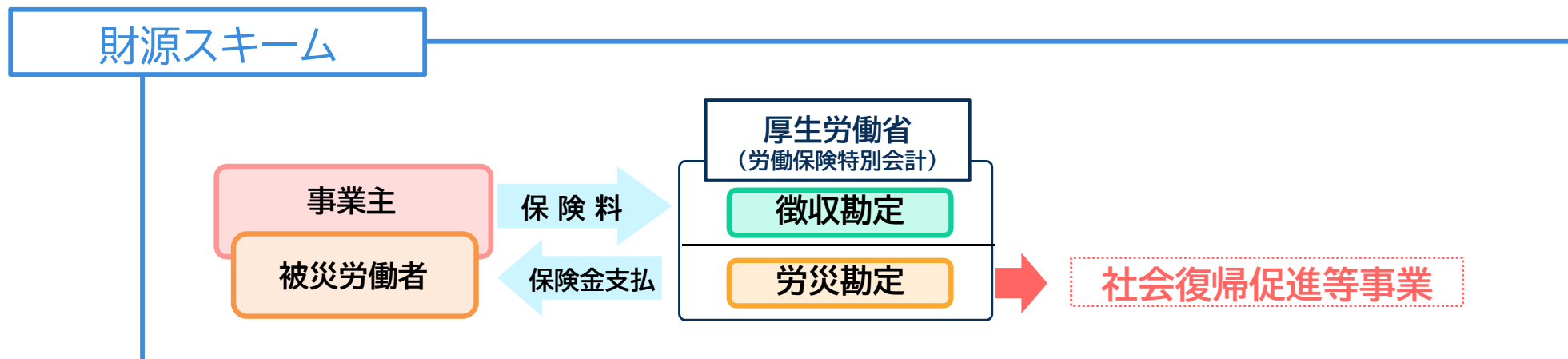
79 億円  
(R3予算額)

労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業

【事業の具体例】

- ・安全衛生啓発指導
- ・未払賃金の立替払事業 等

673 億円  
(R3予算額)

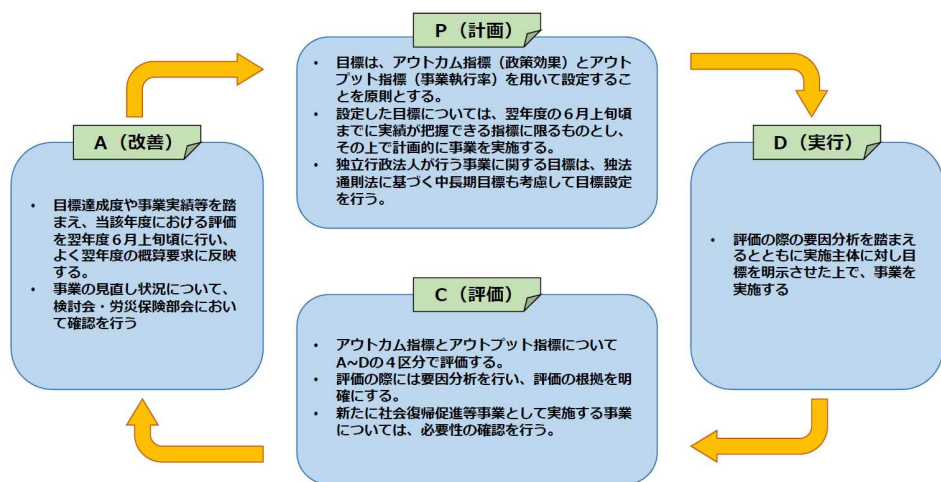


# 労災保険 社会復帰促進等事業における効果検証

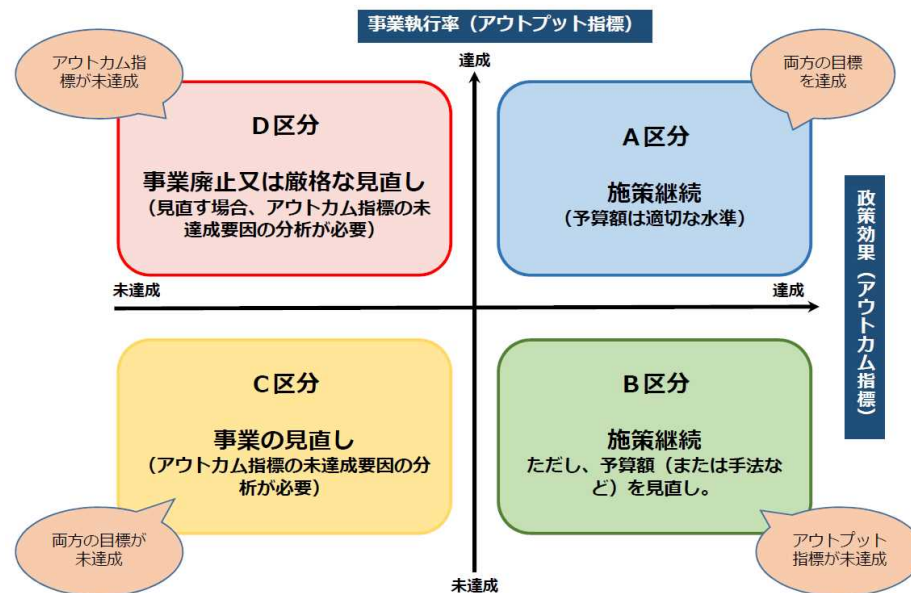
## 概要

- 社会復帰促進等事業は、PDCAサイクルに基づき厳格に目標管理を実施。
- 個別の事業を適正に遂行するために、年度ごとに目標を設定し、目標を達成したかどうかを翌年度にチェック。
- 設定する目標は、アウトカム指標【政策的な効果を示す指標】とアウトプット指標【事業の執行率を示す指標】の2種類。
- 個々の事業の目標とその実績は「社会復帰促進等事業に関する検討会」において点検し、その結果を労働政策審議会（労働条件分科会労災保険部会）でも議論し、PDCAサイクルをより透明化。
- 目標が達成できなかった事業については、その理由を分析し、改善措置を講じる。

## 社会復帰促進等事業におけるPDCAサイクル



## 社会復帰促進等事業の評価方法



## 社会復帰促進等事業に関する検討会 出席者(敬称略)

- 日本通運株式会社人財戦略部専任部長 池田 祐一
- 日本商工会議所産業政策第二部部長 大下 英和
- 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹 坂下 多身
- 東京海上ホールディングス株式会社人事部専門部長 砂原 和仁
- 全国中小企業団体中央会参与 中澤 善美
- セコム株式会社総務人事本部参与 二宮 美保
- 鹿島建設株式会社安全環境部長 本多 敦郎
- 日本製鉄株式会社人事労政部部长 山内 幸治

1. アウトカム指標を用い、その事業が国民生活や社会経済に及ぼした影響を「政策効果」として評価。
2. アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量を「事業執行率」として評価。
3. 達成度により、A, B, C, Dの4区分に仕分け。
4. Aに区分された事業についても、「予算執行率」が80%未満のものは、翌々年度の予算額を適正な水準に見直し。